

(利益剰余金の処分)

第 7 条 繰越利益剰余金のうち62,875千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 建設改良積立金 42,875千円
- (2) 減価準備積立金 20,000千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

熊 本 県 告 示 第 353号

獣医療法（平成 4 年法律第 46号）第 11条の規定に基づき、平成 22年度を目標年度とする獣医療を提供する体制の整備を図るための熊本県計画を定めたので、同条第 4 項に基づき、公表する。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 獣医療を提供する体制の整備を図るための熊本県計画

本県の畜産は、豊富な草資源などの恵まれた立地条件を活かし、経営規模の拡大を図りながら、我が国有数の畜産県として発展してきた。近年、牛肉をはじめとする輸入量の増加や景気の停滞等の影響による畜産物価格の低迷や畜産農家戸数の減少が進む一方、一戸当たり経営規模は拡大の傾向にあり、酪農及び肉用牛生産は、今後とも、中山間地域を含めた土地利用型農業の推進を図るうえで重要な役割を果たすことが期待される。また、国の「食料・農業・農村基本計画」に即し、平成 13 年 3 月に策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための熊本県計画」においても、大部分の地域において飼養頭羽数の増加が見込まれている。

このような情勢の中、本県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の振興、動物の保健衛生及び公衆衛生の向上に大きな成果を挙げてきたが、近年、獣医療を取り巻く状況には、著しい変化がみられる。特に家畜防疫面においては、平成 12 年、92 年ぶりに発生した口蹄疫、また昨年 9 月の牛海綿状脳症（BSE）の発生が確認されたことを踏まえ、サーベイランス体制の強化と迅速かつ適切な情報の伝達及び緊急時に対応するための防疫体制の整備、強化を図ることが緊急の課題となっている。このため、疫学を基礎とした防疫体制への対応能力等を有する獣医師の養成や緊急時を想定した組織的な家畜防疫体制の確立が求められている。

また、家畜伝染病の発生は、家畜自衛防疫推進事業の活動の充実と、家畜衛生技術の普及・向上により、年々減少傾向にある反面、飼養規模の拡大や各畜種の生産能力の向上を背景として、慢性疾病やその生産機能と密接に関連する疾病が顕在化するとともに、疾病の発生は、複雑、多様化する傾向にあり、従来の個体診療に併せて、農場を単位とした集団衛生管理技術等の提供が求められる。さらに、近年、国民の健康意識の高まり等を背景として、食品の安全性に対して大きな関心が注がれるようになり、生産農場段階から食卓までの衛生管理手法（HACCP 方式）の開発・普及等幅広い獣医療の提供が要求されている。特に BSE の発生以来、食肉等、畜産物の安全性確保の体制の確立については、社会的関心が高く、獣医療は、畜産という限定した産業分野に止まらず、幅広い分野において深く関わりつつある。

一方、本県における産業動物の獣医療は、個人開業獣医師が主体となり、それを農業団体獣医師が補完する形で提供してきている。また、近年は、個人開業獣医師の産業動物診療への新規参入が少ないために高齢化が進行しつつあるものの、農業関係団体診療所等における新規獣医師職員がほぼ順調に確保されているために、現在のところ、地域における診療体制に特段の支障は生じていないが、今後とも経営体当たりの飼養頭羽数の増加等に伴い、獣医療の需要が増大することが見込まれることから、これらに対応した産業動物獣医師の確保と技術の向上が重要となっている。

また、犬、猫等の小動物分野における獣医療については、動物愛護思想の普及・定着及び人と動物の生活の調和・共生志向が高まり、動物に対する評価・価値観が高まるにつれ、飼育頭羽数が増加するとともに、疾病の発生様相も大きく変化しており、飼育者からより高度な診療技術の提供、動物の健康管理に関する保健衛生指導等が求められている。

このような状況に対処し、本県の獣医療が、今後とも畜産業の健全な発達、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に寄与していくため、獣医療関係施設の相互の機能及び業務の連携を強化するとともに、獣医療に関する技術の一層の向上を図っていく。特に産業動物分野においては、

高度検査、早期診療体系を基盤とした、個人開業獣医師、農業関係団体等の診療施設、診療機器等の計画的整備を進めるとともに、地域の病性鑑定機関の中核をなす家畜保健衛生所の高度検査機器の整備充実を図り、獣医療関係施設相互の機能、業務の連携による獣医療の効率化、診療技術の高度化、迅速化を推進する。さらに獣医系学生の産業動物分野への誘導及び女性獣医師の働きやすい職場環境づくりの促進等、獣医師の確保対策を推進する。小動物分野においては、獣医療を提供するのに必要な獣医師数は、概ね確保されているが、高度な診療技術の習得及び情報の提供等により、診療技術の向上と保健衛生指導の強化を推進し、質の高い獣医療を的確かつ効果的に提供する体制の整備を図っていくこととする。